

荒川区で解体工事を行う 事業者のみなさま チェックは済ませましたか？

- ・ 建築物等の解体工事を行う場合、様々な法律や条例等に基づく規制があります。
- ・ 荒川区において特に注意が必要な事項をまとめましたので、参考にいただき、適正な解体工事を行ってください。

【改訂：令和4年7月】

Check!!

1. 荒川区の特性
2. 建設リサイクル
3. 近隣への事前周知
4. 近隣へのおもいやり
5. アスベスト飛散防止
6. ねずみ・害虫対策
7. 危害防止
8. 道路上、沿道での作業



発行：荒川区 防災都市づくり部 建築指導課
荒川区 環境清掃部 環境課

1. 荒川区の特性

軟弱地盤

Check!!

日暮里方面の台地以外は非常に軟弱な地盤が広範囲で広がっており、振動が周辺に伝わりやすい地域ですので、重機の使用等においては振動を抑えるよう十分な配慮をお願いいたします。

また、地下水位が1m程度の地域が多いこともあり、地中工作物等の撤去においては注意が必要です。

参考

[東京の地盤\(GIS版\)](#)

東京都土木技術支援・人材育成センター



[東京の液状化予測図](#)

東京都土木技術支援・人材育成センター



[過去の地形図](#)

国土地理院



木造密集市街地

Check!!

家屋等が近接しており、老朽化が進んだ建物も多いため、最大限の注意が必要です。隣家に対しては、可能な限り直接面会して事前に丁寧な説明を行い、トラブル防止のために、必要に応じて家屋調査の実施を適切に行うようにしてください。また、危害防止や騒音、粉塵対策のために原則として仮囲いや養生シート等を設けるほか、周辺環境に配慮し、十分な対策をとるようお願いいたします。

狭あい道路

Check!!

狭あい道路が多いため、工事車両の通行においては注意が必要です。通行規制や児童が多く通行する箇所等、事前に十分調査を行った上で工事を計画してください。

また、工事車両の出入りにおいては、誘導員の配置等、安全対策の徹底をお願いいたします。

【参考】解体工事において公衆の見やすい場所に掲示すべき標識等について

Check!!

建設業の許可票または解体工事業者登録票【建設業法・建設リサイクル法】

建設リサイクル法の届出済シール()に貼付【建設リサイクル法】

解体工事のお知らせ【荒川区建築物の解体工事等の事前周知に関する要綱】

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ【大気汚染防止法】

2. 建設リサイクル

特定建設資材廃棄物は再資源化(リサイクル)が義務付けられています。

Check!!

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」では、床面積 80 m²以上の解体工事を施工するときは、特定建設資材廃棄物(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材)を分別し、再資源化をすることが義務付けられています。

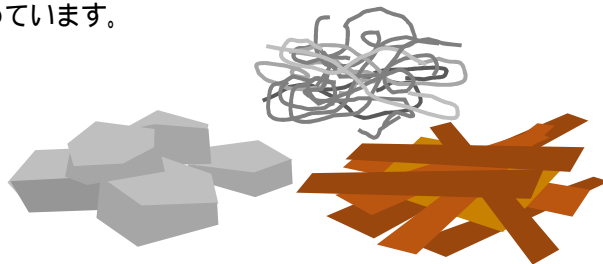
分別解体の施工方法に関する基準を遵守してください

Check!!

分別解体等の施工方法について、省令では特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準となるべき事項を定めています。

○具体的な分別解体等の順序

- 1 対象建築物等に関する調査の実施
- 2 分別解体等の計画の作成
- 3 事前措置の実施
- 4 工事の施工



○作業手順 (建築物等の構造などにより技術上これにより難しい場合はこの限りでない)

(1) 建築物の解体工事の場合

- 1 建築設備、内装材等の取り外し
- 2 屋根ふき材の取り外し
- 3 外装材及び上部構造の取り壊し
- 4 基礎及び基礎ぐい取り壊し

(2) 建築物以外の工作物の解体工事の場合

- 1 工作物に附属するものの取り外し
- 2 基礎以外の部分の取り壊し
- 3 基礎及び基礎ぐい取り壊し

床面積 80 m²以上の解体工事を施工するときは届出が必要です

Check!!

発注者又は自主施工者は工事着手日の 7 日前までに下記の電子申請または提出先に届出書を提出しなければなりません。

電子申請: 東京共同電子申請・届出サービス

○提出先: 荒川区防災都市づくり部建築指導課

(床面積の合計が 1 万 m²を超える解体は、東京都都市整備局市街地建築部建築指導課)



区電子申請 QR コード

受注者に課せられる義務

Check!!

請負業者は、対象建設工事を請け負うにあたり、発注者に対して分別解体等の計画の必要事項を書面で説明しなければなりません。

また請負業者は、再資源化等が完了した際、その旨を発注者に書面で報告し、併せて再資源化の実施状況に関する記録を作成し保存することを義務付けています。

さらに、受注者と請負業者の契約に際し、解体工事に要する費用等を契約書の中に明記することで、両者が解体に関して適正な費用を負担する意識をしっかりと共有することを求めています。

建設リサイクル法に係る届出様式や記入例など、詳細は[荒川区ホームページ](#)をご覧ください。

届出・お問い合わせ

荒川区防災都市づくり部 建築指導課 審査係

荒川区荒川二丁目 11 番 1 号 (北庁舎 3 階) 電話: 03-3802-3111 (内線: 2843)



3. 近隣への事前周知

「荒川区建築物の解体工事等の事前周知に関する要綱」に基づく、近隣住民等への事前周知及び届出が必要です。

対象となる工事

Check!!

解体床面積合計が 80 m²以上の建築物の解体工事 (2 以上の契約又は工期に分割した場合を含む)
石綿(アスベスト含有吹付け材等)が使用されている建築物の解体工事
建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替えにおいて石綿の除去等を行う工事

近隣住民への事前周知

Check!!

解体工事等を行う者は、次の方法により、解体工事等の着手の 14 日前(木造の場合は 7 日前)までに事前周知が必要です。

- ◆ 解体工事等の計画についての標識を設置する必要があります。
- ◆ 解体工事等を行う建築物の敷地境界線から当該建築物の高さに等しい水平距離の範囲(ただし、高さが 10m に満たない場合は 10m の範囲とする。)に居住する住民等に対し、説明会の開催又はその他の方法により事前説明を行う必要があります。

説明会の開催

Check!!

次のいずれかの場合は、工事着手の 14 日前までに説明会の開催が必要です。

1000 m²以上の建築物の解体工事
4 階建て以上の建築物の解体工事
地下階を有する建築物の解体工事

説明会は、以下の方法で行ってください。

平日の夜間や休日等、多くの近隣住民が出席可能な日時を設定するよう努めること。

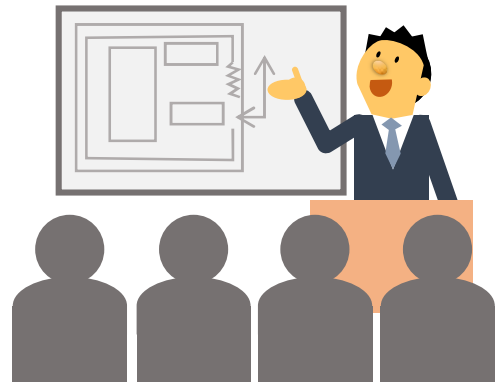
開催の 5 日前までに案内書を配布すること。

出席者には説明資料を配布すること。

出席者及び議事を記録すること。

説明会不参加者については、工事着手の 14 日前までに、隣接地の住民等に対しては戸別説明を行い、その他の住民等に対しては説明資料を投函すること。

(案内書が説明資料を兼ねている場合は、説明資料の再投函は不要とすることができる)



隣接地への戸別説明

Check!!

解体現場の隣接地(右図参照)については、以下の方法で戸別説明をしてください。

訪問等により直接面会して丁寧に説明し、説明資料を配布すること。

期日までに最初の訪問等を行い、不在の場合は説明資料を投函すること。

不在の場合は、区への報告日までに日時を変えて計 3 回以上訪問し、なお面会できなかった場合

にはその旨の挨拶文等を投函すること。

訪問等の日時を記録すること。

説明会開催時の参加者には戸別説明を不要とすることができる。

面会を拒否された場合は、説明資料を投函するのみで可。

共同住宅の管理人等に直接説明を行った場合は、各住戸には説明資料を投函するのみで可。

説明すべき事項（説明会・戸別説明・説明資料 共通）

Check!!

解体建築物の規模及び構造

工期、解体工事等の方法、作業時間、作業内容及び休工期

安全対策及び騒音、振動、粉じん等の公害の防止に関する対策

作業範囲、資材、廃材等の搬出入経路及び工事車両の通行経路

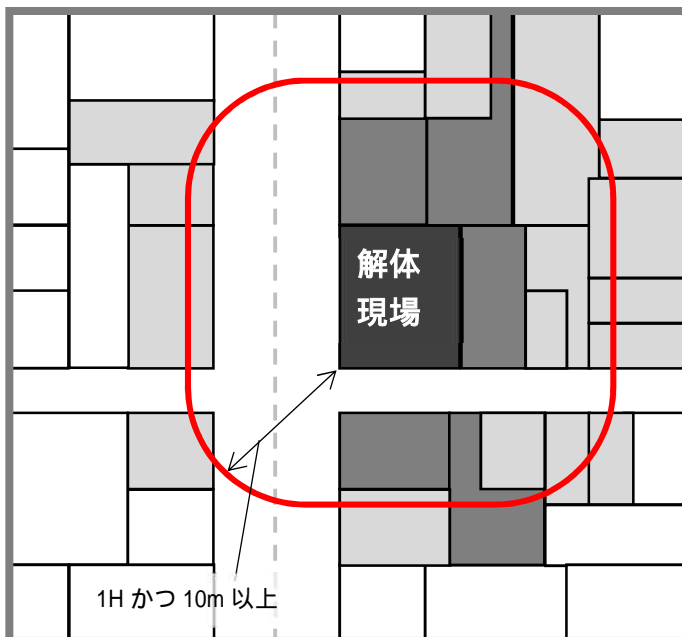
石綿の使用の有無と、使用箇所及び除去方法

その他、周辺的生活環境に及ぼす著しい影響及びその対策

解体工事等の担当者名及び連絡先



説明範囲について



隣接地

前面道路等の幅員が6m未満の場合、
その向かい側も隣接地とみなす

その他、説明すべき範囲

敷地境界線から解体建築物の高さに
等しい水平距離（10m未満の場合は
10mとする。）の範囲内

区への報告(届出)

Check!!

解体工事等を行う者は、標識を設置したとき及び説明会等を行ったときは、7日以内(木造の場合は3日以内)に区長に報告書を提出する必要があります。提出は正・副の合計2部必要です。なお、電子申請による提出も可能です。

標識や届出の様式など、詳細は[荒川区ホームページ](#)をご覧ください。

届出・お問い合わせ

荒川区防災都市づくり部 建築指導課 審査係

荒川区荒川二丁目11番1号(北庁舎3階) 電話:03-3802-3111(内線:2843)



4. 近隣へのおもいやり

解体工事は全体を通して大きな騒音や振動、多量の粉じんを発生させやすい作業です。円滑に工事を行うには、工事内容や公害対策への取り組み等について周囲の住民から理解を得ることが不可欠です。その場所でしかできない作業だからこそ、周囲の生活にも配慮した、おもいやりある作業と工事計画を心掛けてください。

近隣への配慮事項例

Check!!

- 騒音対策
- 振動対策
- 粉じん対策
- 作業員等の喫煙マナー
- 飲食等により発するごみのポイ捨て対策
- 歩行者等の安全確保のための誘導



騒音や振動の対策

Check!!

解体工事に係る苦情で周辺住民から特に多くお寄せいただくのが、騒音と振動に関するものです。周辺の状況や住民の声にも配慮した工法と適切な仮設計画や重機の選択をしてください。

なお、解体工事により発生した廃材の車両への積み込み作業なども、雑なものでは大きな騒音や振動を伴います。丁寧な作業を徹底してください。

粉じん対策

Check!!

解体工事に関しましては、粉じんの相談も多く寄せられます。

周辺では、日頃から洗濯物を干すことや、換気をするための窓開けをしています。汚損の観点からは洗濯物に限らず、家や車などについても挙げられます。

そういった周辺の生活などを守るためにも、思いやりの心をもって、粉じんの発生を抑えられる工法の選択と飛散防止対策として強風を想定した仮設計画や工程、現場内の水まきを十分に行うよう努めてください。



特定建設作業・指定建設作業について

Check!!

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音や振動を発生する作業を騒音規制法と振動規制法で規制の対象としており、そのような作業を行う場合には特定建設作業実施届出書の届出が必要です。

解体工事で同作業を行う場合も同様に、届出や規制基準を遵守したうえでの作業をしてください。届出期限は特定建設作業の開始の日の7日前までです。

なお、東京都では都民の健康と安全を確保する環境に関する条例で、特定建設作業のほかに指定建設作業も定めており、こちらも規制の対象となりますが、指定建設作業を行う場合の届出はございません。

○特定建設作業及び指定建設作業にかかる規制基準

規制基準値：dB

	騒音		振動	
	特定建設作業	指定建設作業	特定建設作業	指定建設作業
くい打設	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)	穿孔機を使用するくい打設作業	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又ははくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業	圧入式くい打機、油圧式くい抜機を使用する作業又は穿孔機を使用するくい打設作業
	85	80	75	70
びょう打ち等	びょう打機を使用する作業	インパクトレンチを使用する作業		
	85	80		
破碎	さく岩機を使用する作業(1)	コンクリートカッターを使用する作業(1)	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(1)	ブレーカー以外のさく岩機を使用する作業(1)
	85	80	75	70
掘削	バックホウ(原動機の定格出力が 80kW 以上)、トラクターショベル(原動機の定格出力が 70kW 以上)、ブルドーザー(原動機の定格出力が 40kW 以上)を使用する作業(低騒音型建設機械の指定を受けた機種を除く。)(2)	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業(法の対象作業を除く。)(1)		ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業(1)
	85	80		70
空気圧縮機の使用	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)			空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
	85			65

1 作業地点が連続的に移動する作業1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

2 「低騒音型建設機械の指定を受けた機種」は国土交通省のホームページ等でご確認ください。

	騒音		振動	
	特定建設作業	指定建設作業	特定建設作業	指定建設作業
締固め		振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業 (1)		振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業 (1)
		80		70
コンクリートプラント等及びコンクリート搬入	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)	コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業		
	85	80		
はつり及びコンクリート仕上げ		原動機を使用するはつり作業及びコンクリート仕上げ作業(さく岩機を使用する作業を除く。)		
		80		
建設物の解体・破壊		動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業 (3)	・鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 ・舗装版破碎機を使用する作業(1)	動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業 (3)
		85	75	75

1 作業地点が連続的に移動する作業1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

3 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限り、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く。

特定建設作業に係る届出様式や記入例など、詳細は[荒川区ホームページ](#)をご覧ください。

届出・お問い合わせ

荒川区環境清掃部 環境課 環境保全係

荒川区荒川 1-53-20 あらかわエコセンター2階 電話:03-3802-3111 (内線 485)



5. アスベスト対策

周辺住民の強い不安のもと、お寄せいただくことの多い相談がアスベストに関するものです。どのようにアスベスト含有建材の調査を行い、どのような飛散防止対策をとるのか、掲示する以外にも周辺住民への丁寧な説明をお願いします。



事前調査の実施

Check!!

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、アスベスト使用の有無にかかわらず、事前の調査が義務付けられています。また、その結果は現場での掲示と発注者への書面による説明が必要です。

床面積の合計が 80 m²以上の建築物の解体または請負金額の合計が 100 万円以上の建築物のリフォーム及び工作物の解体やリフォームを行う場合は、事前調査結果の報告が必要です。事前調査結果の報告は、原則として、石綿事前調査結果報告システムにて行います。



届出について

Check!!

アスベストの飛散を未然に防止するため、下記に該当する建築物の解体や改造、または補修工事について事前の届出が必要です。また、届出対象とならない工事についても同様に、周囲への飛散対策は徹底して行う必要があります。届出期限はアスベストを排出する作業の 14 日前までとなります。

○届出対象となる作業

大気汚染防止法 様式第 3 の 5 (特定粉じん排出等作業実施届出書)	吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材が使用されている場合
環境確保条例 第 35 号様式 (石綿飛散防止方法等計画届出書)	上記届出対象特定工事のうち、吹付け石綿の使用面積 15 m ² 以上または 建築物の延べ面積(工作物の場合は築造面積)500 m ² 以上のいずれかに該当する場合

アスベスト排出等作業に係る届出様式や記入例など、詳細は[荒川区ホームページ](#)をご覧ください。

届出・お問い合わせ

荒川区環境清掃部 環境課 環境保全係

荒川区荒川 1-53-20 あらかわエコセンター 2 階 電話: 03-3802-3111 (内線 485)



6. ねずみ・害虫対策

解体工事の着手前にねずみや害虫等の駆除を行うようにしてください

Check!!

既存建物にねずみや害虫が生息している場合、解体工事に伴って逃げ出し、近隣に被害が及ぶことが考えられます。近隣トラブルを防止するためにも、事前にねずみ等の生息調査を行い、生息している場合は駆除してください。

また、駆除を行う際は、事故等のないよう、十分な注意をお願いいたします。



お問い合わせ

荒川区健康部(保健所) 生活衛生課 環境衛生係

荒川区荒川二丁目 11 番 1 号(北庁舎 1 階) 電話: 03-3802-3111(内線: 426)

7. 危害防止

解体工事の施工者は、当該工事の施工に伴う地盤の崩落、建築物又は工事用の工作物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講じる必要があります。(建築基準法第90条)

仮囲い

Check!!

以下の建築物の解体工事を行う場合においては、工事期間中工事現場の周囲に高さ1.8m以上の仮囲いを設ける必要があります(工事現場の周辺等の状況により危害防止上支障がない場合を除く)。

木造で高さ13mまたは軒の高さ9mを超えるもの
木造以外で階数が2以上

} A

安全+第一

根切り工事、山留め工事等を行う場合の危害の防止

Check!!

あらかじめ、地下に埋設されたガス管、ケーブル、水道管及び下水道管の損壊による危害の発生を防止するための措置を講じる必要があります。

建築物その他の工作物に近接して根切り工事等の掘削を行なう場合においては、当該工作物の基礎又は地盤を補強して構造耐力の低下を防止し、急激な排水を避ける等その傾斜又は倒壊による危害の発生を防止するための措置を講じる必要があります。

深さ1.5m以上の根切り工事を行なう場合においては、危害防止上支障がないときを除き、周辺の地盤の安定を保持するために山留めを設ける必要があります。

落下物に対する防護

Check!!

隣地や道路境界線から水平距離が5m以内で、かつ、地盤面からの高さが3m以上の場所からくず、ごみその他飛散するおそれのある物を投下する場合には、ダストシュートを用いる等、当該くず、ごみ等が工事現場の周辺に飛散することを防止するための措置を講じる必要があります。

隣地や道路境界線から水平距離が5m以内で、かつ、地盤面から高さが7m以上にあるとき、その他落下物によって工事現場の周辺に危害を生ずる恐れがあるときは、工事現場の周囲等を鉄網又は帆布で覆う等落下物による危害を防止するための措置を講じる必要があります。

その他

Check!!

移動式クレーン(吊り上げ荷重が0.5t以上のものに限る。)を使用する場合においては、危害防止上支障がない場合を除き、敷板、敷角等の使用等によりその転倒による工事現場の周辺への危害を防止するための措置を講じる必要があります。

火気を使用する場合は、不燃材料の囲いを設ける等防火上必要な措置を講じる必要があります。

万が一事故があった場合 (荒川区建築基準法施行細則第14条の5)

Check!!

上記 A の規模の建築物の解体工事により、敷地内における死者が生じた事故又は敷地外における人が危害を受けた事故が発生した場合は、工事施工者等は、直ちに区長に事故の報告をする必要があります。

報告・お問い合わせ

荒川区防災都市づくり部 建築指導課 審査係(構造担当)

荒川区荒川二丁目11番1号(北庁舎3階) 電話:03-3802-3111(内線:2847)

8. 道路上、沿道での作業

道路工事施行承認申請について

Check!!

工事に伴い、車両の出入りのため歩道の切下げやガードパイプなどを撤去する場合は、道路管理者の承認が必要となります。なお、工事は自己負担で行っていただきます。(道路法 24 条工事)

○相談と申請手続

まずは窓口で相談させていただきます。その上で申請書に必要な書類を添付して提出してください。
届出様式や記入例など、詳細は[荒川区ホームページ](#)をご覧ください。

相談・申請・お問い合わせ

荒川区防災都市づくり部 土木管理課 占用係

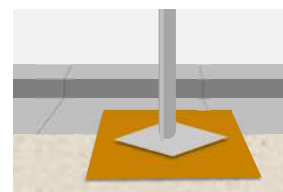
荒川区荒川二丁目 11 番 1 号(北庁舎 2 階) 電話:03-3802-3111(内線:2714)



道路の占用許可手続について

Check!!

道路上やその上空、地下に一定の施設(工事用足場、落下物防護用施設など)を設置し、継続して道路を使用することを「道路の占用」といいます。道路の占用をする場合には、道路管理者の許可が必要で、占用する施設に応じて占用料が必要となります。



○申請時の注意点

- ・ 申請は、請負(施工)業者が行うこと。
- ・ 法人の場合は代表者名で申請し、4 枚とも社印、代表者印を押印し、訂正印も同一のものを用いること。
- ・ 申請書は、着工の 2 週間前までに提出すること。
- ・ 年度をまたがる占用期間で申請することはできませんが、占用料は、当該年度の占用開始日から 3 月 31 日までを 1 か月単位で計算し、次年度の 4 月 1 日から占用終了日までを 1 か月単位で計算します。

荒川区道の占用許可に係る届出様式や記入例など、詳細は[荒川区ホームページ](#)をご覧ください。

申請・お問い合わせ

区道

荒川区防災都市づくり部土木管理課 占用係

荒川区荒川二丁目 11 番 1 号(北庁舎 2 階) 電話:03-3802-3111(内線:2714)



国道(日光街道)

国土交通省東京国道事務所亀有出張所

葛飾区新宿 4-21-1 電話:03-3600-5541

都道(明治通り、尾久橋通り、尾竹橋通り、小台通り、道灌山通り等)

東京都第六建設事務所管理課 占用係

足立区千住東 2-10-10 電話:03-3882-1232

沿道掘削届について

Check!!

工事により、区道に面した敷地(沿道区域)を掘削するときは、事前に沿道掘削届を提出して下さい。

○届出が必要な場合

沿道区域とは、道路に接続する区域で、道路の構造や交通への障害を予防するため、道路管理者が指定した区域をいい、次のとおり道路幅員によりその範囲が定められています。(道路法 44 条第 1 項)

- ・ 道路幅員が 6メートル未満・・・道路境界から道路幅員の 2 分の 1メートルの距離の範囲
- ・ 道路幅員が 6メートル以上 20メートル未満・・・道路境界から 3メートルの距離の範囲
- ・ 道路幅員が 20メートル以上・・・道路境界から 5メートルの距離の範囲
- ・ 掘削深さの 45°ラインが道路内に入る場合(沿道区域外を掘削する場合)

荒川区道の沿道掘削届に係る届出様式や記入例など、詳細は[荒川区ホームページ](#)をご覧ください。

申請・お問い合わせ

荒川区防災都市づくり部 土木管理課 占用係

荒川区荒川二丁目 11 番 1 号(北庁舎 2 階) 電話:03-3802-3111(内線:2714)



道路の使用許可手続きについて

Check!!

道路において工事若しくは作業をしようとする場合は、管轄する警察署長の許可を受ける必要があります。

申請・お問い合わせ	管轄区域
荒川警察署 交通規制係 荒川区荒川三丁目 1 番 2 号 電話:03-3801-0110(代表)	・荒川全域 ・東日暮里1丁目(1番から8番、14番、17番を除く)、同2～6丁目 ・西日暮里全域 ・町屋1～4丁目、同8丁目
尾久警察署 交通規制係 荒川区西尾久三丁目 8 番 5 号 電話:03-3810-0110(代表)	・東尾久全域 ・西尾久全域 ・町屋5～7丁目
南千住警察署 交通規制係 南千住六丁目 45 番 43 号 電話:03-3805-0110(代表)	・南千住全域 ・東日暮里1丁目(1番から8番、14番、17番)

(参考) 通学路・スクールゾーンについて

Check!!

児童が多く通行する通学路等において作業を行う場合や通行する場合には、十分な安全確保をお願いいたします。(スクールゾーンの規制時間帯にやむを得ない理由により車両を通行させる必要がある場合には、上記警察署の交通規制係へ通行禁止道路通行許可の申請が必要です)

通学路・スクールゾーンの指定状況についてのお問い合わせ

荒川区教育委員会 教育総務課 庶務係

荒川区荒川二丁目 2 番 3 号 電話:03-3802-3111(内線:3311)

